

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	法人名
-------------	-------------	--------	-----

別表六の二(五)  
平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	円	特別研究税額控除限度額 (5) + (6)	7	円
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)「3」)又は(別表六の二(四)「3」)	2		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	8	
差引対象特別試験研究費の額 (1) - (2)	3		当期税額基準額 $(8) \times \frac{5}{100}$	9	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と別表六の二(五)付表「3」のうち 少ない金額)	4		当期税額控除可能額 (7)と(9)のうち少ない金額)	10	
税額控除割合が30%である試験研究に 係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	5		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の③」)	11	
同上以外の試験研究に係る 特別研究税額控除限度額 $((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (10) - (11)	12	

## 別表六の二（五）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項  
（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規  
定の適用を受ける場合に記載します。